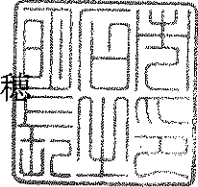


明 総 諮 第 1 号  
平成25年(2013年)8月9日

明石市市民参画推進会議  
会長 角 松 生 史 様

明石市長 泉 房 穂



明石市市民参画条例の運用状況の評価等について（諮問）

明石市市民参画条例（平成23年条例第1号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 条例の平成24年度運用状況の評価について  
平成24年度における市民参画手続の実施状況及び政策提案の取扱状況に関する評価について意見を求めるものです。
- 2 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について  
市民参画手続の実施に当たり必要となる次の判断基準を明確にすることで、庁内各部署における適正かつ統一的な手続の実施を促し、実質的な市民参画を一層推進するため、当該基準の策定について意見を求めるものです。  
なお、1の評価に当たっては、当該基準を適用するものとします。
  - (1) 条例第6条第1項に基づき手続を実施すべき政策等  
条例第6条第2項に市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については、第1項に「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に市民参画手続を実施するものと規定しています。  
手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、市民参画の実効性を高めるため、実施に係るコストなども考慮した上で、第1項に係る基準を設ける必要があります。

(2) 条例に定める基準の例外

迅速な意思決定を必要とする政策等である場合、市民参画手続を実施すると、条例に定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間など）を達成することが困難な場合があります。

また、審議会等手続において、設置目的などから委員構成に関する基準（男女比、公募市民の割合など）などについて、達成が不可能なものや当てはめることが合理的でないものがあります。

形式的な基準達成だけが重視され、一律に評価を受けることとなると、基準の達成が不可能な政策等については、積極的に市民参画手続を実施しなくなることも考えられることから、条例に定める基準の例外を明らかにする必要があります。

(3) 市が設置する審議会等のうち、条例に基づく市民参画手法として実施し評価の対象とすべきもの

市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各部署の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し評価の対象とすべきものの範囲を定める必要があります。